

資料No.4 宝塚市教育大綱について(報告)

1 教育大綱の定義

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(以下「法」という。)第1条の3において、地方公共団体の長は「大綱」を定めることとされており、その定義が、文部科学省通知(26文科初第490号 平成26年7月17日)(以下「通知」という。)において、「地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めるもの。」と明示されています。

2 教育振興基本計画その他の計画との関係

「通知」において、「地方公共団体の長が、総合教育会議において教育委員会と協議・調整し、教育振興基本計画をもって大綱に代えることと判断した場合には、別途、大綱を策定する必要はない。」と示されています。

3 宝塚市教育大綱(H27年7月～令和2年度)

法改正(平成27年4月)により、教育大綱を総合教育会議において協議し首長が定めることとなったことを受け、「宝塚市教育振興基本計画」(H23年度～R2年度)における「基本目標」、「教育の方向性」及び「基本方針」を「宝塚市教育大綱」として位置づけ、定めています。

4 第2次宝塚市教育大綱(R3年度～R12年度)

教育委員会が策定中の「第2次宝塚市教育振興基本計画」(R3年度～R12年度)をもって、「第2次宝塚市教育大綱」に代えることが、令和3年3月24日開催の総合教育会議で協議・調整されました。

なお、「第2次宝塚市教育振興基本計画」は、都市経営会議(R3年4月12日開催)での承認を経て、令和3年4月30日から5月31日までパブリックコメントを行い、7月以降に策定される予定です。

「第2次宝塚市教育振興基本計画」の策定を受け、同計画を「第2次宝塚市教育大綱」とすることについて、都市経営会議において承認を受けることとします。